

第四十三回国会 大蔵委員会議録 第十三号

昭和三十三年三月一日(金曜日)

午前十一時二十二分開議

出席委員

委員長 白井 莊一君

理事足立 篤郎君 理事嶋田 宗一君

理事毛利 松平君 理事山中 貞則君

理事吉田 重延君 理事有馬 輝武君

理事平岡忠次郎君

天野 公義君 伊藤 五郎君

岡田 修一君 金子 一平君

川村善八郎君 田中 正巳君

高見 三郎君 濱田 幸雄君

藤井 勝志君 古川 丈吉君

坊 秀男君 佐藤親次郎君

田原 春次君 坪野 米男君

広瀬 秀吉君 藤原豊次郎君

武藤 山治君 春日 一幸君

出席政府委員

外務事務次官 飯塚 定輔君

(大臣官房) 會計 佐藤 正二君

(課長) 外務事務官 甲斐文比古君

(経済協力局長) 大蔵事務次官 原田 憲君

大蔵事務官 岩尾 一君

(主計局次長) 事務代理) 大蔵事務官 上林 英男君

(主計局法規課長) 大蔵事務官 平井 勉郎君

(主計局給与課長) 大蔵事務官 村山 達雄君

(大蔵事務局長) 委員外の出席者 坪井 哲郎君

大蔵技官

(関税局鑑査課長)

坪井 哲郎君

坪井 哲郎君

坪井 哲郎君

坪井 哲郎君

坪井 哲郎君

通商産業事務官 宮本 惇君  
(通商局次長) 専門員 坂井 光三君

本日の會議に付した案件

特定物資納付金処理特別會計法を廢止する法律案(内閣提出第二三三號)

國家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八〇號)

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本國とオーストリア共和國との間の條約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出第二三三號)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本國政府とグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王國政府との間の條約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出第三三三號)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本國とニュー・ジールランドとの間の條約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出第九七號)

○白井委員長 これより會議を開きます。

特定物資納付金処理特別會計法を廢止する法律案、國家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本國とオーストリア共和國との間の條約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本國とニュー・ジールランドとの間の條約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出第九七號)

回避のための日本國とオーストリア共和國との間の條約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本國政府とグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王國政府との間の條約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本國とニュー・ジールランドとの間の條約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案を一括して議題といたします。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。平岡忠次郎君。

○平岡委員 特定物資納付金処理特別會計法を廢止する法律案に關しまし

て、二、三お尋ねをいたします。バナナ、パイナップルのいわゆる特別輸入利益は過去六、七年の間に百八十億圓に近いところの巨額となりまして、産投會計の歳入源をなしております。自由化の機運の中でバナナ、パイナップルだけが例外たり得ませず、当然のことながらこの特別會計の実体法である特定物資輸入臨時措置法はすでに三十七年六月四日をもって失効いたしました。この會計はいわば清算期間に入り、約十カ月の余裕期間を置いた三十七年度末をもって廢止すべきものとして本案となってきたものであります。形式的な筋道として廢止法案提出は必然のことでありまして、さしたる問題はないところでございますが、

お尋ねしたいのは、実体的な善後処理に欠くところなきやという点でございます。私は大筋としてバナナに定められましたところの高額の差益率八〇%と、國が是として昨年四月決定いたしましたところの基本関稅定率の差率五〇%は、すみやかに消費者に返すべきものであるとの観念に立ちまして、質問をいたしたのであります。

私は、チューリップとサクラの花が違うほどにバナナとリンゴは異質な生果物と思っておりますし、チューリップとバラの花が違うほどにバナナとミカンとの差異もこれまたはなはだしく差異のあるものと考えております。国内生産者保護の美名のもとに、暫定稅率五〇%を昭和三十三年六月五日から三十八年九月三十日まで設けたこと自体大異論があるのに、さらにわけのわからないジェットロの寄付金とは一体何のことであるか了解しかねるのであります。消費者に対する國の収奪は許せないといたします。

そこで質問の第一点は、ジェットロ寄付金の名目で吸い上げられる雜收入は一体幾らであるのか。またその用途はどういうからくりで振興費等に回されているのか、その実態をここににつきましてお示しをしたいと思います。

○原田政府委員 ただいまの御質問の中には数字をあげて幾ら入るかという話がございますので、事務当局からお答えさせます。

○宮本説明員 バナナそれからパイナップルというようなものが非常に値段が高い、しかも消費者の観点からい

えば、リンゴとミカンと競合することがおかしい、そういう御議論はまことにごもっともだと思います。実は、われわれ通産省の方の立場から申しますと、昨年の十月に自由化すべく努力したのでございますが、結果として半年延びまして、そうしてこの四月一日を目途に自由化を今進めておるわけでございます。

そこで金額の問題でございますが、結局本来なら、そういうものを財政法によらずにジェットロを通じて國庫に納めるといふやり方がわれわれにも悪いとは思っておりませんが、バナナ、パイナップル・カン詰に關しましては、この四月一日から自由化、あるいはパイカンの方はいわゆるガット稅率の話し合いもつきまして、差益金とする必要はないということになりますので、いわば過渡的な措置としてお認めいただきましたとお願するわけでありまして、具体的に幾らの金がジェットロに入ったかということでございますが、三十七年度の下期において差益金が三億二千四百萬圓、パイカンは一億八千萬圓、合計四億三千二百萬圓というふうに入るわけでございますが、これはジェットロから直ちに國庫に納入されま

すので、別にそれをどう使うということとはございません。

○平岡委員 その三十七年度末ということ、六月から約十カ月間ということですね。

○宮本説明員 そうでございます。

○宮本説明員 そうでございます。

○宮本説明員 そうでございます。

○宮本説明員 そうでございます。

○宮本説明員 そうでございます。

○宮本説明員 そうでございます。

○宮本説明員 そうでございます。

○宮本説明員 そうでございます。

○宮本説明員 そうでございます。

○宮本説明員 そうでございます。

○平岡委員 それからこの金が雑収入勘定に入ることになっていることはわかかっておりますが、しかしひもつきで、何らかの脈絡があつて振興費に出ていることもまた事実であるはずで、その辺をもっと懇切丁寧につまびらかにしてほしいのであります。

○上林(英)政府委員 ただいま御指摘のパナナ及びパイカンの差益は、パナナにつきましては三十七年の十二月から実施をいたしましたものが、今通産省から御説明ありましたように差益の徴収見込額が三億二千四百万になるわけでございます。それから三十八年の二月からパイカンをやりまして、これが今申し上げました一億八百万ほどになるわけでございます。今後国庫に入つて参るわけでございますが、これは国庫の一般歳入として受け入れるものでございまして、これを財源としたしまして諸施策に充てるわけでござい

ます。特にこの差益をもつて何にひもつきで出すというわけではございませ

ん。もつともこういうようなものがございますし、もちろん別途国庫の歳出額の配付につきましては、貿易振興費その他も念頭に置きまして歳出予算を組むわけでございませけれども、直接にはひもつきではないわけでございます。

○平岡委員 国庫の雑収入として入るものはそうであるとして承知しました。しかしジェットロからUターンで、どこかいく分がありませんか。  
○宮本説明員 ジェットロからUターンでどこかへいくというのは現在はない  
○平岡委員 過去において……  
○宮本説明員 過去におきまして、確

かに当時のいろいろな差益金を徴収するとかそういう名目でパナナについては多少経費的に使つた例はあるように聞いておりますが、現在は全然ございませぬ。

「外車はどうした」と呼ぶ者あり」  
今御指摘の自動車の問題でございませぬが、これはパナナとはちよつと関係ございませぬが、二年にわたりました、十六億五千万円ばかり見本市船の経費を外車の輸入に伴う差益金で出し

ましたが、三十七年度からは差益金の徴収をやめまして、従ひまして、今の自動車の問題以外はございませぬ。  
○平岡委員 パナナから自動車の場

に広げてみようがございませぬからあとの質問に入りますが、私は先ほど申し上げたように五〇%の暫定税率設定が適当な措置とは思われないのに、おく

めんもなく今度は三十八年の四月一日からさらに二〇%を引き上げ七〇%とする暫定措置改訂法案が別途出ています。しかもさきの五〇%暫定率の期限が三十八年九月三十日でありますのに、四月一日から七〇%として改定する

などというところは朝令暮改もはなはだしいと思つております。政府が何を考

へているのか一向わかりませぬ。明示された施行期限内にさらに一部改正を行なうことは、法の運営の正当を欠くものと思つております。しかしこれは関税法の一部改正案ですから、その審議のにおりにお質問をしたいと思います。一体今のパナナ等の自由化に對

しまして政府の腹がほんとうにきまつておられないのではないかと感じは

いなめませぬが、この辺のところにつきまして、政府の所信をお尋ねする次第であります。

○原田政府委員 パナナとパイカンの問題は、パナナの方は今平岡さんの言われたようなお説もございまして、議論をされたところでございませぬが、しかしながら日本の農村と言ひませぬか、果樹栽培というのをまします奨励

を供給したい、こういう国内の産業全般について考えますときに、パナナが自由化されてどんどん入つてくると、その供給面をパナナにとられやしないかという心配も相当ございまして、それらのことにつきまして所要の措置を

経過的にとらなければならぬであらう、こういうことでございます。

パイカンにつきましては、御案内のように沖繩では非常にパイカンのパイナップル栽培が盛んでございまして、今まさにこれからどこをやつても負けぬとい

う態勢が固まりつつあるときでござい

ますので、関税をもつてこれを保護しよう、こういうことでございます。  
○平岡委員 パイカンとパナナと混

乱しますから、一応パナナだけに集中して質問いたします。

先ほど私が申し上げましたように、パナナとリンゴとは全く異質のものと思ふのです。それで外国産のリンゴが

わんざと押し寄せてくるというのでは困る。その間日本が時をかせいで大量

つくるリンゴを国際競争にたえ得るようなところまで持つていくのだというのならば話はわかるのです。ところが、パナナとリンゴとは違ふのです。さつき言ったように、バラの花と

チューリップほどの違いがあるわけな

んです。従つてそういう答弁は通らぬと思ふのです。重ねて御所信をお伺い

します。

○原田政府委員 まさに平岡さんのおっしゃる通りに、パナナとリンゴとは違ふ、こういうことでございます。うけれども、先ほど申しましたように、くだもの中で日本人の嗜好という

ことになりませぬと、パナナも戦前か

ら相当な郷愁もございませぬ。パナナをどういうわけで皆さんがお好みになる

のかわかりませぬが、あまりここで急

激に入つてきまして——政府は、一方この果樹栽培について非常に政策的に

力を入れます、種々の方途を講じて

おりますことは御案内の通りでござい

ます。特にリンゴのときはその貯蔵

のために新規に財政支出をいたしました

ので、その需要の伸びと供給の伸びとい

うことではかつておるわけでございます

ので、先ほど申し上げましたが、暫

定的的と言ひませぬが、経過的に一応し

ばらくこの措置をとつて参りたい、こ

ういうことでございます。

○平岡委員 どうもリンゴ保護の美名

に隠れてやつておるということにし

かわれわれは判断できないのであり

ます。

○宮本説明員 御承知のように三十七

年度の初めにおきましてはパナナの関

税が二〇%でございまして、差益は

八〇%取つておつたわけでございます

です。実は昨年十月一日に関税を

五〇%に上げることによつて自由化を

いたしたいというところでやつていた

わけでございますが、結果として半年伸

びたというところでございませぬので、来

年の四月一日から七〇%ということに

なる途中におきまして、割当最もふや

しまして自由化に近づけるといふ意味

で、今度の下期は三〇%の差益を取る

従ひまして、差益と関税のトータルの

中から八〇%が七〇%になる、もちろんこ

れは将来はだんだん下つていくことと

思ひませぬが、とりあえず先ほど政務次

官のおっしゃいました果実に對する影

響をできるだけゆるくするといふ意味

で、そういう措置をとられたわけであ

ります。

○平岡委員 そうしますと、先ほどあ

なたのお答えになりました三億二千四

百万円は、三〇%に見合う数字という

ことになりませぬか。

○宮本説明員 さようでございます。

○平岡委員 過去に定めていたパナナ

の差益率八〇%が当局がものを考える

尺度となつておると思ひませぬが、その

辺はどうなんですか。

それから、この金科玉条の差益率

八〇%というものは、現時点でいか

なる意味を持ちませぬか、お答え願

ひたい。

○宮本説明員 差益率八〇%というも

のが、現時点でいかなる意味を持つか

という御質問でございませぬが、要する

に、来年の四月から七〇%の関税にな

るとするならば、現在一〇〇%というこ

とで、一挙に値段を下げ、しかも割当

をふやしながら自由化体制に近づいて

いくという意味でございませぬ。

○平岡委員 この差益率を定めてから

七年くらいたつたわけですね。ですから、

七年の年月が経過している現時点

で、この八〇%というのはどういふ意

味を持つつかというのを聞いておるの

です。現時点に妥当するかどうかという根拠

を

を持っているか。

○宮本説明員 もちろん、これは農林省で御検討になるわけでございますが、一つは現在の外貨をふやすことによつて、値下がりなどのくらにあるかということ、関連の——競合するかどうかは別といたしまして、バナナの値下がりによつて、それが国産のくだものなどにどう影響を与えるかというようなことを、一応一定の方式がございますが、それで計算をいたしたわけでございます。従いまして、どういう意味を持つかということでございますが、結局、値段が相当下がるように指導しつ、七〇％にいくまでに一挙に下がることは困るという農林省側の御主張もありまして、一挙に下がないならば、だんだん七〇％まで下げていく途中の過程として三〇％が適当である、こういうことになるだろうと思ひます。

○平岡委員 お話の中の一定の計算方法というのはどういふことですか。

○宮本説明員 一応バナナの原価計算というものがございまして、御承知のように、関税が二〇％、差益が八〇％の場合のFOB価格が二千六十円、運賃が三百四十二円というように、いろいろな合計をいたしまして、トータルといたしまして五千六百五十一円というものを一応計算の前提にいたします。そういたしますと、自由化されて関税が七〇％になるといふような場合には、御承知のようにCIF価格でかかりますので、それを計算いたしますと四千九百六十四円、そこで五千六百五十一円から四千九百六十四円に一挙に約七百円くらい下がるということに相当ショックを与えるということ

で、その中間的な五千二百八円というような数字をはじめまして、そしてそれによつて関税が五〇で差益は三〇、こういうふうな計算をしたわけでございます。これは農林省側の国内果実に對する影響を勘案して共同でやつたということになるわけでございます。

○平岡委員 大体尺度にならぬものを尺度にして、ものを律するといふ点がおかしいと思つたのです。ショックを与えるといふけれども、消費者の側から見れば何のことだということになるわけです。消費者の方は最初からショックの受けっぱなしで、今さらそういう理屈は通らぬはずなんです。農林省のバックアップをいふことにして自由化を怠っているのはけしからぬことだと思つたのです。しかし、貴殿の説明に納得はいたしません、一応あなたの土俵で相撲をとることにいたしました。暫定税率を漸減して基準税率に戻すスケジュールを、年月順にお示しをいたしたい。

○坪井説明員 ただいまのお尋ねでございますが、関税の改正につきましては、もう御承知の通りでございますが、関税率審議会というのがございまして、その審議会に諮問いたしましたので、その答申を待つて法案作成という手続になるのでございまして、ただいま御指摘の来年度の七〇％というものは、とりあえず暫定的に一年間だけ実施いたしました。その後どうするかということにつきましては、もちろん今後の状況を見て設定する必要があると思ひますが、現在の時点では、一応関税率審議会の意向をいたしましては、その次の一年間は五〇％、それからその次の年度においては、基本が

三〇でございますが、その三〇％に戻すのが適当ではないかというふうな審議会の答申はいたしておられます。

○平岡委員 審議会の答申をいただいていると言つていますけれども、審議会が三〇の間基本税率として二〇％が三〇％、これはよろしい、それから暫定のきめ方として五〇％にきめて、しかもそれは限定的には昭和三十八年九月三十日までということになつてはいるわけですが、その線に沿つて国会もこれを審議し、承認してはいるわけですが、勝手に朝令暮改的に、五〇％の期限内にさらに七〇％を押し進めるなんて、そういう不見識なことを審議会がやるはずはないと思つた。この点はどうか。

○坪井説明員 ただいまの御指摘の点でございますが、法案として提案いたしましたのは——もちろんお話しのとおり来年度七〇％ということは一応出ておりますが、その前に暫定五〇％と決めて、さらに今度七〇％にきめたのはどうかという点だと思ひますが、それにつきましては、先ほど次長からも御説明ございましたように、当初やはり自由化を予定されておりました時点がいろいろ問題がありましておくれまして、それでやはり国内の果樹に對する影響といふことを考慮しまして、その前におきめ願つた五〇％は、ちよつと今の状況を見ますと適当でないもので、さらにこれを七〇％に改正いたしまして、一年間実施したい、こういうことでございます。

○平岡委員 確定法案を出してもらわないと困るのです、国会はそのことが一つ、それからもう一つ、あなたの説明は少し変なんですね、むしろ真相

は一月から三月までジェットロの寄付金という変形でやつていくということではない、そこであつて、ジェットロの寄付金の場合には差益三〇％ですけれども、それを實質的には二〇％に低めるといふことをねらつて、ジェットロの方はやめにして、急激五〇％に二〇％増して新暫定率七〇％を出してきたという方が真相じゃないですか。

○宮本説明員 実はこの間の事情でございますが、昨年の十月一日に五〇％で自由化をするというつもりで、われわれも自由化をすべく努力したのでございまして、国産との競合というようなこともございまして、どうしても自由化が延びてしまつておるといふことで、その間に、では幾らにしたら——現在の日本の自由化の場合、往々にして関税を上げることによつて自由化に踏み切るというの、ほかの例も多いわけでございますが、現在の時点としては五〇％の関税で自由化されたのでは困るという意見が強く、農林省との話し合ひで、それでは七〇で——七〇が実は先に出了たと私は思つております。

○平岡委員 問題をずつと詰めていきますと、結局国内産生果との競合といふことをあなたの方よりどころとしておるようには思つたのです。それは間違いないです。何でも食うもの、基礎はカロリーだけではないのだという、そういう時代には、くだものかわりに余剰農産物の米、小麦を食つたてよかつたわけですが、しかし戦後十七、八年たちまして、住宅にしても何にしてもふぜいを求めるような時期において、食生活だつて同じことでは

それを何か古い亡霊の御託宣みたいな八〇％に固執して、そうして国内産生果の変な議論にまどわされて正常な自由化をゆがめておられるのはおかしいと思つたのです。私はあなたの説明は一つも納得できないのです。

それはそれとして、先ほど私が申し上げましたけれども、念のために政府の御意見を正式にお聞きしたいのは、變則のジェットロ寄付制度というものは、もう終止符を打つてはどうか、明確に……それはいつ打たれるか。

○宮本説明員 現在ジェットロでやつておりますパイナップルとバナナ、これはこの四月一日から自由化並びにパイナップルの方の関税がきまりますれば、これはもう終止符を打つことになると思ひます。ただ実はもう一つ残つておりますのが雑豆でございます。これは現在二〇％の差益をとつていゝわゆるジェットロ方式というものが行なわれておりますが、この雑豆の自由化ということが当分——これも農林物資でございますが、見通しが立ちません。これは、これだけは残らざるを得ないのではないかと思つておられますが、それ以外のもは一切きれいになくなるわけでございます。

○平岡委員 次に、パイナップルの自由化について、自由化の時期はいつですか、お伺ひします。

○宮本説明員 パイナップルの問題につきましては、先ほど政務次官のお話がございましたように、琉球パイナップルの育成という見地がございまして、これの自由化の時期はちよつとまだきまつておりません。

○平岡委員 きまつてないのか、きめられないのか知りませんが、現

在パインアップルの税率というものは  
ガット税率の二五%プラス三〇%とい  
うことですか。

○宮本説明員 今まで従来のガット税  
率が二五%であったわけでございま  
す。これを今度も少し上げるべく昨  
秋来ガットにおきましていろいろ交渉  
の結果五五%に大体きまりまして、キ  
ログラム七十二円もしくは五五%  
として……

○宮本説明員 ガットが七十二円、キ  
ログラムでございまして、それに見合  
うものが五五%。

○上林(英)政府委員 先ほどから申し  
上げておられますように、ただいまガット  
と関税交渉をいたしまして、ガット税  
率を二五%からキログラム七十二円と  
いうものに変えるように交渉がととの  
いまして、この国会にその関係の系統  
の御審議を願っておるわけでございま  
す。それが成立いたしますとガット  
税率といたしましてはキログラム七十  
二円、これは値段によりまして違いま  
すけれども、ほぼ五五%に相当するわ  
けでございまして、一方暫定税率とい  
ましては、五五%を暫定措置法でお  
願いをいたすわけであります。従いま  
して、適用になります関税率と言いま  
すものは、ガット税率のキログラム七  
十二円か、あるいは暫定税率の五五%  
か、いずれか低い方が現実には適用に  
なる、こういうことになります。

○平岡委員 パインアップルに関する限  
りケリがつくわけですね。一切の突っ  
かい棒とか、ジェットロ方式みたいな夾  
雑物は入らぬわけですね。

○上林政府委員 従いまして、今まで  
も差益をとりましても実質五五%に

なっておりますわけでありまして、こ  
れによりまして差益と申しますか、異  
常差益というものは出ないということ  
になります。

○平岡委員 何かのれんに腕押しみた  
いな話で、バナナについての収益率  
八〇%の問題がまだ全く納得できませ  
ん。委員諸君も一つも納得してないと  
思います。

そこできょうはあとの法律案等がご  
ざいますのでこの辺にとどめますが、  
後日、関税率法案の審議のうちにさ  
らに質問したいと思っております。これ  
でや  
めます。

○白井委員長 佐藤次郎君。  
○佐藤(正二)委員 公務員の旅費問題に  
ついて外務省の会計課長か秘書課長に  
お伺いしたいのです。今度、旅費規定  
で在外の外交官も上がると思われる  
が、今の旅費で一体足りておるのかど  
うか。たとえばアメリカとかフランス  
なんというのは非常に物価の高いところ  
で、この標準で一体旅費が足りるの  
かどうか。それらを伺いたい。

○飯塚政府委員 答えたいと思いま  
す。現在の旅費で足りるかどうかとい  
うことに対しては、私、外務政務次官  
としては、一言これをお答え申  
し上げたいと思えます。

私もヨーロッパ等に旅行いたしました  
いろいろな話を伺ってみますと、なか  
なか苦しいというのを伺っており  
ます。従いまして、昨年度の三十七年  
度の国内旅費規定の改正等によって国  
内の旅費規定が改正されております  
で、日本の財政上の問題も考へて、で  
きるだけ外国の旅費等も増額したいと  
いう気持を持っておりまして、今回  
の提案をした次第でございまして、

○佐藤(正二)委員 政務次官は政治家で  
ありますから、いろいろ大体的見当は  
知っておりますが、実際の会計  
課長や秘書課長の方から、現実の在外  
の外交官の待遇の問題とか、その他旅  
費の現状を少し説明していただきたい  
と思っております。どういふようになってお  
るのか。一体あれで足りておるのか、  
どうなっておるのか、その点を伺い  
たい。

○飯塚政府委員 それらの点につきま  
しては、会計課長が参っておりますか  
らお答えいたします。

○佐藤(正二)政府委員 答えたいし  
ます。

先生御指摘の通り、この旅費法改正  
前 従って現在施行しております外国  
旅費につきましては、十年ばかり据え  
置きしておりますために、諸外国とも  
物価その他非常に上がっておりますた  
めに、全面的には申し上げられませ  
んですが、大部分の場所では非常に足ら  
なくなっております。これは御指摘の通  
りでございまして、従いまして、二年前  
ごろから大蔵省の方にお頼みいたしま  
して、これをぜひ改正してもらいたい  
ということをお頼みしておりました、  
いろいろ御協議の結果、今回御審議  
を仰いでおります旅費法を出している  
わけでございます。

この旅費法改正で足りるかというお  
話だろうと思いますが、これはまあ人  
間のことでございまして、たくさん  
もらえた方がいいにきまっておりますし  
て、これで足りるかと言われても十分  
だとは言えないと思うのであります  
が、やはり在外公館から言われて参りま  
すものを全部が全部聞いてやるわけに  
いきませんで、国家財政上の問題も

ございまして、大蔵当局に御検討願  
いまして、この辺で提出したわけでござ  
います。

○佐藤(正二)委員 私たちは、今の公務  
員の給与とか旅費の少ないということ  
はわかっておりますが、国内の問題は  
国内で処理できるものがあると思いま  
す。ところが外国に行っておる人は、  
外交官は昔のわれわれの学生時分に  
は、外交官になるのには金持ちのお嬢  
さんをもたぬとやっていたくないとい  
うような話を私は聞いたことがありま  
すが、今はそういう時代でありませ  
んが、今はそのような時代でありませ  
んので、そういうことは端的に申し上げ  
られませんが、やはり親とか兄弟とかあ  
るいはそういう親類からでもつなご  
とができる場合がありますけれども、  
外国ではそういうことは絶対できな  
い。そうすると、だんだん十年の間に  
外交官の形もだいたいよくなりまして、  
終戦当時とはだいぶ違ってきましたけ  
れども、しかしそういうような外国に  
行っている人にもいろいろ思いをさせる  
ということでは、幾ら日本が一等国だ  
なんて言ったって、お恥ずかしいこと  
ではないかと思うのです。そういう点  
で、私たちはやはりある程度までそう  
いふような寛大な気持でやっておらな  
ければいけないのではないかとこの感  
じを持っております。特にアメリカと  
かあるいはアフリカとか、その他種々  
雑多な国へ行く外交官の立場はそれぞ  
れ相当苦しいと思われるので、多少楽  
なところもあるかと思うのであります  
が、そういう点を考へると、やはり  
もっと高い見地から考へてやるべき  
じゃないかと思うのであります。そ  
ういふ点は一体どうなっております

か。たとえばアフリカにおる人とか、  
アメリカにおる人とか、あるいはパキ  
スタンとか、東南アにおられるような  
非常に辺境の地におられる人の旅費な  
んというものは一体どうなっておるの  
か、私たちはそういう点を非常に心配  
するのであります。そういう点は会計  
課長はどういふふうな考へておられ  
ますか。

○佐藤(正二)政府委員 これは外国旅  
費の問題とそこに在動しております職  
員の問題と両方になるわけでございます  
が、外国旅費の問題としては、御承  
知の通り旅行いたしました泊まる宿泊  
料、それからそこで食べる飯代でござ  
いますか、そういうふうなもの全世  
界から資料をとりまして、今度の旅費  
法改正案をつくったわけでございま  
す。それによりまして、特にアフリカ  
が高いというようなことにはならない  
わけでございます。所によりましてア  
フリカも、たとえば西アフリカの方は  
非常に高いところもございまして、東  
の方は必ずしも高くはない、そうい  
うふうな場所もあるものでございま  
す。これはちょっと旅費自体の日  
当、宿泊料を、地域によって非常に大  
幅にきめこまかく変えるというわけに  
はいかないわけでございます。それで  
先生御指摘の、われわれの同僚のアフ  
リカなり東南アに行っておる人間がど  
ういふふうな動いておるかということ  
は、これはむしろ在動の問題でござ  
いまして、在動の問題はこの前の国  
会で御審議願ひまして、これもやはり  
十年前のものを大幅に引き上げていた  
だいて、これにつきましては、アフリ  
カ、東南アの非常に辺境に申しま  
すか、生活条件の悪い地域におります職

員が、たといはアフリカにおる人とか、  
アメリカにおる人とか、あるいはパキ  
スタンとか、東南アにおられるような  
非常に辺境の地におられる人の旅費な  
んというものは一体どうなっておるの  
か、私たちはそういう点を非常に心配  
するのであります。そういう点は会計  
課長はどういふふうな考へておられ  
ますか。



ますが、いろいろそういう点についての疑問を持つわけです。昔からある点まで形を整えなければ外国との折衝ができません。池田さんは一等国だと言っているが、現実にはどうですか。そういうものを考えると、私はそういう点が戦後だといふあるのではないかと思う。たださういふ点でみれば、戦後になっておるのだから、そういう感じがする。私は実は昔外交官になろうと思つたことがある。ところが現実にはいろいろないところ、フランスのパリとかロンドンとか、あるいはニューヨークとかいふところへ行けばいいけれども、カラチとか、あるいは東南アジアの方に行つたときのことを考えると大へんだ。実は私ちようど飛行機に乗つたときに、外交官の御婦人の方と席して、あと荷物を飛行機に積めないで、船で三月くらいかかるという話を聞きまして、こういうまことに不便な、人に言えないようなことが実際あるのではないか。そういう観点から、たとえばアフリカへ行くとか、あるいは南米の奥へ行くときには、そういうような雑多ないろいろなものを含んでおるので、外務省の役人に対しては——内地はもつと上げてほしいという意見でありますけれども、そういうような思いやりをもつてやってやる必要があるのではないか。大体大蔵省の役人さんは、頭がよくて、自分のことばかり考えておられるといわれておる。給与課長、どうですか、そういう点でもつとあなたは大蔵じゃないから、そういうことを聞くのはどうかと思うが、もつとそういう点で大きい目で見ても、必要はないかと思うのですが、そう

いう点はどうですか。

○平井(通)政府委員 私どもも若干はそういう機会もございまして体験したことでもございまして、今回の旅費法の改正にあたりましては、先ほど先生の御指摘のように、たとえばアフリカ地域の奥地へ参ります場合とか、あるいは南米等へ参りまして、いろいろと経費がかかるというような場合につきましては、加算制度を設けまして、ある程度実情に即応したような態勢をとるようになりましては、配意いたしておるわけでございます。ただ、絶対水準がこれでいいのかわからない、どの程度の荷物を官費で輸送することを認めるのかというような問題になりますれば、なかなか議論も多岐にございまして、そういう点におきまして必ずしも外務省の御要望には沿えなかつたところも若干ございまして。

○佐藤(観)委員 まだ同様からいろいろなる御意見があるらしいので、私は最後にいたしますが、やはりせつかに上げられるのでありますから、決して上げることが悪いというわけではありませんが、やはりある点まで、外務省の人々のいろいろな立場を考慮して、今後十分検討してやっていただきたいと私は申し上げまして、質問を終わります。

○飯塚政府委員 先ほど佐藤さんの御質問の中に、御注意の中に、高級より低級の所得者の旅行に対して、一等級あるいは二等の問題でお触れになりましたが、今度の改正によつては、高級者よりも低級者の方を主として増額することになっておりますから、この点もつけ加えてお答え申し上げます。

○日井委員長 関連質問の申し出が

ありますので、これを許します。藤井勝志君。○藤井委員 簡単に、ただいま佐藤委員から御発言になりました外務省関係給与に関する質問をいたしたいと思つたのであります。私は、海外旅行の経験はきわめて乏しいわけでございますけれども、おとし東南アジアを回りまして、しみじみと痛感させられた点がございまして。その点は佐藤委員からも今いろいろ付言されたわけでございますが、外務省というところは、他の省が俗にいう庄力団体といひますか、そういった強力な団体の力がなないために、予算の獲得というものがまことに貧弱であり、しかも外務省関係の方々には育ちがいいと申しましようか、非常に品がよくて、がめついで結果的にはまことに、海外に働く人たちの給与を中心とした諸待遇がきわめて貧弱な状態に置かれておるというふうな考えざるを得ないのであります。特に昨今は、申し上げるまでもなく、内政と外交とは切り離すことのできなない重大な問題であり、日本は現在知らず知らずのうちに申しましようか、世界の五大国に工業力はなつておる。日本は世界におけるそういう日本の立場としての政治的判断をしなければならぬと思つておるわけですが、そういう点から考えて、やはり外に働く人たちが活発に活動のできるような対策が必要である。私はそのための具体的な二つの問題を指摘して、一つ当局の善処を要望したい。第一点は、不健康地帯に対する医者の派遣。これは人道上的問題であると思われるわけは考えざるを得ない。時間が

ございませぬから、具体的には申し上げませぬけれども、ようやく三十八年度の予算にもわずかに芽ばえておりますけれども、あの程度ではどうにもならぬ。やはり積極的な不健康地帯に対する医者の派遣措置を考えてもらいたいことが第一点。第二は、大使や公使は、ときどき内地に、報告のほかで用務の打ち合わせに帰られますけれども、その下で実務をやつておる中堅職員が内地に帰るチャンスというものはほとんどない。五年も十年も海外に長くおりますとマシネリズムになってしまふ。やはりこれは一鳥二石の意味において有給休暇を与える、これを計画的に財政措置をして、そうすることによって、国内の事情が国外によく反映し、国外の事情が国内によく反映する。海外旅行で時間つぶしをするよりも、そういう連中の国内と国外との交流によつて、海外事情の的確な把握、国内事情の的確な把握をやるべきであつて、この問題に對しては、三十九年度は、思い切つた対策を立ててもらいたいことを要望いたしまして、当局側の御答弁を願いたい。○原田政府委員 今外務省に庄力団体がないから予算の要求が下手だということでありませぬけれども、今のようないふ言があることは、下手だ、上手だといふようなことではなく、外交というものは、やはり一つの交渉でありますから、予算の折衝でも庄力団体があるかないかというようなことは問題ない。交渉はうまくやつておられると思つておる。私も、今のお説のようないふことを考えまして、一昨年、昨年、この外交官に対する報償費あるいは在勤法の改正、在勤手当をふやし、今回また

公務員の旅費に関する法律の一部を改正する法律案を提案いたしました。外交官に対するところの旅費規程を改正して御趣旨に沿いたいと考えておるような次第でございます。特に今お申し出のありましたように、外務政務次官からもお話のありましたように、上厚下薄とならないように、特に下のの方々に意を注いだ改正案を提出いたしておるような次第であります。また佐藤委員からお話のありましたような移転の点について考えろということも給与課長からお話いたしました。特に加算制度というものを設けるといふこともいたしておるような次第でございます。御趣旨はよくわかつておりますので、十分善処したいと思つておる次第であります。

○飯塚政府委員 藤井さんの御注意がどうございまして。最初の不健康地帯に対する医療関係の派遣というところは、ごもつともなことであります。これはひとり外務当局だけの問題ではなく、日本の国策として重大な問題であると思つておるから、これはそれぞれ、御趣旨に沿うように努力いたします。もう一つの大使、公使の旅行あるいは中堅どころの婦人等に対していろいろ御支持をいただきましたが、これはお話のように、大公使あるいは在外公館の職員が転勤する場合には、やはり旅費あるいは経費等の関係もあると思つておる。現在の在勤地から新任の地域にまっすぐに行つてしまふというようないふ場合には、今、藤井さんのお話のように、一たん本国に帰つて、そうして日本の国内情勢の実情を見て新任地

におもむくということが大へんいことだと思ひまして、外務省としても、そういう気持をもって、そういう方針を考へておられますから、将来これは必ず御趣旨に沿ひ得ると思ひます。

また予算の問題でございますけれども、これは決して圧力団体とか、いろいろそういう陰の問題はありませぬが、ことしの予算等に対しましては、きょう出席しております佐藤會計課長の非常な努力によつて、大蔵省とも折衝いたしました結果、国際資料部という新設の機関も新たにつくることのできたということをつけ加えて御報告を申し上げます。

○藤井委員 ちよつと付言いたしますが、特に私は不健康地帯、すなわち東南アジアとかアフリカとか、ああいふたところをよくいわれます南方はけつたことになりまして、下級職員を適当に一カ月とか二カ月有給休暇で内地へ帰らせて、そして内地の事情もよくつかんで、外地の事情も内地によく伝えるということが一石二鳥である、こういう点をお忘れぬように対処していただきたい。きょうは与野党一致した発言でありますから、大蔵省の主計官も、予算の折衝になつて、いよいよ十二月の暮れになると結局ワグの中に閉じこもつてもう話のわからぬことになつてしまふ、こういうことにならないように、よく銘記していただきたい。

以上で終わります。  
○日井委員 有馬輝武君。  
○有馬(輝)委員 私は大蔵省にお伺ひしたいと思ひますが、国家公務員等の旅費に関する法律をつぶさに読みまして、旅費に対する概念とい

ますか、これは第一条に公務の円滑なる運営ということだけがうたわれておられて、内国旅費はこういう計算になるというふうなことで、計算の方法しか記されてない、という感じがするわけですが、そういう面でも特に各省各部局における旅費の配分に対しての大蔵省の基本的な考え方というものを聞かせ願ひたい。これはどういふ観点から質問をされているかと申し上げますと、確かに都局によつては年間予算を使い切れないところもあるかもしれませんが、しかしこれはきつめてま

あります。ほつと足りない。問題は公務の円滑なる運営ということを中心として、どういふふうに分けていくかといふことではないかと思ひます。今第一条をあげてお話をさせていただきますが、旅費を幾らが適当であるか、それがどの省はどのくらいが適当であるかといふことは、やはりそれぞれの省あるいはそれぞれの部局によるのでありまして、いわゆる計算方法といふことは出してあります。それ以上のもは出しにくいのではないかと考へます。また御指摘のように忙しいところは旅費が足りない、忙しいところ

が、こういうことはどうなのかといふお話をさせていただきますが、これも前段に申さしたように、それぞれの仕事とくつた問題でございますから、一

がいにこれは幾ら、どこは幾らということをはつきりと大蔵省の方から言うわけにいかない、要求があつたことに応じて財政支出をいたさなければならぬ、こういうことであらうと考へます。

○有馬(輝)委員 政務次官のお答えは率直だと思ひます。だから私がお伺ひしているのですが、これは大蔵省の事務当局からお聞かせいただいたと思ひますが、とにかく各省の要求に対してあなた方は一つのものさしでもつて、いい悪いは別ですが、その査定に対する基本的な考え方をお聞かせいただきたいと思ひます。

○平井(勉)政府委員 各省、各庁の旅費予算の査定についてのお話をさせていただきますが、率直に申しまして、私どもはそういう仕事にはタッチしていませんので、一般的な考え方といふことだけでお話しをいただきたいと思ひます。各主計官がやっております仕事は、各省からそれぞれの仕事に応じて必要な旅費についての御要求を受けまして、その仕事の——もちろん不要な仕事はないでございますが、全体の財政支出とのかね合ひを見ながら、その仕事の繁閑軽重を勘案して旅費の予算額をきめる、こういう考へ方で仕事をしておるのだらうというふうに考へております。

○有馬(輝)委員 各省、各庁の要求についてやはり財政支出の全般的な面から査定する、これは当然なことであると思いますが、問題はその仕方と実態をどのように把握するかという点で、慣例な

対する一つの概念規定でもつてびちつと割り切るところに問題を残すのではないかと考へます。そういう点でい

御趣旨はごもつともだらうと思ひます。大蔵省の査定をする側の各主計官においても、おそろくそういうつもりで、そういう点は十分念頭に置いて査定をしております。

○有馬(輝)委員 これは主計局長がい

現在でも食糧研究所で一人当たりの年間の旅費が三千円、西ヶ原の研究所で一人当たり九千円、蚕糸試験場で八千円、しかも研究補助に従事する五等級、六等級の職員については旅費がな

中に反映したい、そういう真摯な意欲を持ちながらも、旅費がないから、もし行く場合には、結局自分の生活を切り詰めて、自分のふところで行つてい

○原田政府委員 今のは非常に具体的な例を引いて、こういう問題があるではないかといふお話でございますが、そういう具体的な問題は、私も知らぬわけではありませぬ。しかしながら全

○有馬(輝)委員 先輩である原田さん

に食いつくみたいで非常にじくじたるものがあるのですけれども、実態を御存じになつていながら、大蔵省として、これはもう去年、一昨年に始まつたことじゃないので、何年間もそのよ

状態とちつとも変わっていないわけでは、私に冒頭で、どういう柔軟な考え方、実態に即応した考え方を持っていらっしゃるのかというところをお伺いしたのもそこにあるわけです。最初に一つのワクを持っていて、厚生省にはこれぐらいやろう、農林省にはこれぐらいだ、今までの例年の予算から見れば、この程度をオーバーすることははいかぬというから、結局試験研究機関なり何なりにしわ寄せがいつてしまふ。せっかく設けられた国の機関というものが、それなりの成果を上げ得ないという実態に追い込められていくわけですよ。ですから、第一条に公務の円滑なる運営ということがうたわれながらも、これが死文になっておる、これが実態であります。ですからやはり大蔵省としても、予算編成に對して、例年の貫習を守っていくということから一歩抜け出て、機会をつくって各省の実態について把握する努力を、大蔵省みずからやるべきではないか。各省庁の要求を聞いて、それで自分たちの持つておる概念でもって査定してしまふ。これが今みたいな実態を何年も何年もほうっておくということになるのだらうと思うのです。そういう点について、いま少し前進するよ

入れることによつて、大休年間の予算額としては、各省庁でどの程度の伸びになるのか。それから人員的にはどの程度が対象になるのか、これはお聞かせいたしたいと思います。

○平井(總)政府委員 ただいまの御質問でございますが、七等級の人員の中におきましても、通常の旅費を支給される場合と、そうでなくて、たとえば建設現場等のように日額旅費を支給される場合とがございまして、日額旅費の支給対象になる場合におきましては、各省庁を通じて七等級といわず、さらにその上まで二等旅費で支給されるケースがあるわけでございます。従いまして、現実はこの改正によつて具体的にどの程度の金額がふえるかということについては、ただいまのところ必ずしもつまびらかにはいたしておりません。ただ各省の実情から大勢的な判断をいたしますと、そういう日額旅費支用対象を除きますと、通常職員の出張回数は年に一、二回ないし三、四回程度のものがほとんどでございます。そういう点から見れば、予算的にはほとんど問題にならない程度の金額にとどまるのではないかと感じがいいたします。もちろん出張のやり方がいろいろございまして、たとえば下位等級の者が主として出張するような場合と、いうことになれば、予算はたくさん要することになりましようし、上位等級、下位等級なべて年に二回程度行くというような場合でございますと、少なくとも済む。その辺のところは、各省の運営によつて差が生じて参りますので、あらかじめ金額をきめることも困難な状況でございます。

○有馬(輝)委員 それから、現在まで

ので七等級、八等級については、たとえば次官と一緒に出張するというような場合には、一等旅費を七等級、八等級といえども支給するという運営面での考慮が払われて参りましたが、この点については、今度残されました八等級についても、現在までと同様な措置がとられるかどうか、これについてお伺いしておきたいと思ひます。

○平井(總)政府委員 制度的に申しますならば、特に現在と変えるというようないやうな方はございませぬ。

○有馬(輝)委員 旅費については以上で終わります。

今度の租税条約改定に伴う国内法の整備に關する三法律案に關連して、外務省が先にお見なしたので、一、二の点を關連してお伺いしたいと思ひます。その一つは、これは外資の問題のときにもお伺いしたい、このように考へておりましたが、外務省として、特に各国につきましても、輸出伸長の面についていろいろ考慮が払われ、努力がされておるようでありませぬ。その際、たとえばメキシコにおきまして、この前も私取り上げたのであります。が、インフェルニョの發電所の計画がありまして、国際入札においては当然日本に落ちるといふやうな状態になつた。がしかし、延べ払い条件その他でフランスの方が条件がいいといふことで、せっかくの機会を逸したといふやうな事例があるわけでありませぬ。またアルゼンチン等におきましても、これもこの前ここで取り上げたのであります。が、そういう条件の問題で、せっかくの兩國の貿易の伸びを阻害しておるやうなことがあつたのであります。これらの点について、外務省として

てはその延べ払いの条件その他については、大蔵省との間でどのような話し合いが——これは個々のケースで検討させていただきますので、一がいには言い切れないと思ひますけれども、根本的な方向としてどのようなことを考へていらつしやるか、これをお聞かせを願ひたいと思ひます。

○飯塚政府委員 ただいま御指摘の貿易の伸長に關しましては、お言葉をお聞きするまでもなく、外務省としても専心努力をしておりますし、大蔵省も延べ払い等に対してはそれぞれ折衝はしておると思ひます。

なお、メキシコのインフェルニョの發電所の問題、これは三井物産でございまして、それがフランスの業者にかつた等の問題につきましても、私よりも担当の経済局長からお答え申し上げた方がよろしいかと思ひます。

○甲斐政府委員 メキシコのインフェルニョ發電所の發電機の入札問題は、すでに一昨年でございますが、当時工事費を含めて約七千万ドル、相当規模のものでございます。わが国では実はこれは世銀の金でやるのだといふふうには了解しておつたのでございませぬが、フランスが横合いから出て参りまして、十四年という非常に長期の延べ払い、これはどういふのが国ではこういう長期のものはその当時におきまして出せない、非常に有利なものを出されましたので、結局フランス側にとられたという経緯がございました。

外務省といたしましては、この羅米諸国は非常に重要な市場である。特に開港機械、プラント類の輸出市場として、メキシコなどは非常に重要なところである。また、貿易も御承知のよう

に相当アンバランス、日本が入超になつておられますので、そういう意味からもぜひメキシコ市場を開拓して欲しいという強い気持は持つておるのでございませぬが、今申し上げましたように、なかなか国際競争も激しいところでございますので、必ずしも現在のわが国の財政能力から申しますと、諸外国と常に競争できるという立場にはない。極力そういうふうな努力いたしておりますが、こういうふうによそへ取られるというやうなこともあつたわけでございます。

○有馬(輝)委員 いま一つお伺いしたいと思ひますことは、現在ミナス製鉄所がほとんど完成に近く、昨年の十月二十六日には、ブラジルのミナス製鉄所第一号炉の火入れ式も行なつたといふやうな状況であります。御承知のように現在ブラジルはものすごいインフレで、六年前私たちが行きましたときには一ドルが七十から七十七、今度は六百五十から七十七、ブラジルの政府としてもこのインフレの収束については非常な努力をしております、また苦勞しておるやうであります。問題は私が見ました限りにおきましては、今後の資金の運営その他に、現地の人たちが、特に日本人たちが考へておるほど、私は簡単ではなからうといふやうな気がするわけでは、今こら辺についてどのよう把握しておられるか、お伺いしたいと思ひます。

○甲斐政府委員 ただいま御指摘のやうに、ブラジルのウジミナス製鉄所は、ブラジルのインフレが予想外に進行いたしましたために、当初の資本金では

に相当アンバランス、日本が入超になつておられますので、そういう意味からもぜひメキシコ市場を開拓して欲しいという強い気持は持つておるのでございませぬが、今申し上げましたように、なかなか国際競争も激しいところでございますので、必ずしも現在のわが国の財政能力から申しますと、諸外国と常に競争できるという立場にはない。極力そういうふうな努力いたしておりますが、こういうふうによそへ取られるというやうなこともあつたわけでございます。



足りなくなつて参りました。これをどう  
いうふうな解決するかということに  
つきましては、ブラジル側におきま  
しても、非常に積極的に努力をいたし  
て、非常に積極的な努力をいたして  
くれておりますので、わが方におきま  
しても、関係者それから関係官庁みな  
力を合わせて解決策を研究中でござい  
ます。

○有馬(樺)委員 解決策を研究するの  
は当然なことなんで、どのような解決  
策を具体的に持つておるか。私は委員  
会の質疑はできるだけ簡単に、演説す  
るようなことは避けておるわけなん  
です。だから、政府側も努力しますと  
か、検討中だとかいうような答弁は、  
委員会で避けてもらわぬといかぬで  
す。具体的に、こうしようと思つてい  
る、こういう手を用意いたしてありま  
すというふうな論議をするようにして  
もらいたいと思つます。そういう観点  
から……

○甲斐政府委員 御承知のように、昨  
年一月にブラジルと交渉いたしました  
て、わが方といたしまして八十二億  
円の資金援助を供与することになつた  
わけでありませう。そのうち六十三億  
円は昨年十一月にわが国の輸出入銀行と  
ブラジルの経済開発銀行との間に貸付契  
約が締結されまして、残りの十九億  
円については、近く日本、ブラジル両  
国で協議が予定されております。資本  
金は当初三十二億クルゼロであつた  
のでございませうが、これを百八億クル  
ゼロに増資する、それに応じまし  
て、当初からの分担率に従つて日本側  
は四〇〇を分担するとうう了解は成立  
いたしておるわけでありませう。

よりないけれども、ブラジルという国  
は御承知のように非常にたよりのない  
これは条約局長でなければおわかりで  
ないと思つますが、日本とブラジルとの間  
で航空協定が結ばれることになつて、  
日本ではその年に直ちに批准が行な  
れた。しかしブラジルでは六年後、も  
う七年目になります、いまだに、問  
題があつて結ばれないのじやなくて、  
ただ事務手續上おくれおつておるとい  
うな実態であります。ですから、ミナ  
スの例を一つの例として取り上げて参  
りましたけれども、よほどこちらが積  
極的な手を打たないと問題が解決しな  
い。これはいづれ機会をあらためて詳  
しく御意見も伺いたいと思つますが、  
こういう意味で飯塚外務政務次官にお  
伺いたしたいと思つますことは、せ  
んだつての記者会見で大平外務大臣  
が、経済部門を担当するいわゆる移動  
大使みたいなものをE.E.Cの問題その  
他で考慮しておるといふことが新聞に  
報ぜられております。それは大平さん  
にじかに伺ひたいと思つますが、い  
ましばらくお伺ひしなればあるいはつ  
まびらかにしないかと思つませう。し  
ども、外務省として考えていらつしや  
らぬ構想がありなればお聞かせをいた  
だきたい。と言つますのは、今申し上  
げましたように、各国の大公使それな  
りの努力をいたしてあります。しかし  
全般的な視野から日本の貿易をどのよ  
うに推し進めていくかというふうな点  
で総合的に把握する人も、これは有能  
無能は別ですが、そういう機構の面  
で私は考えるべき時期にきていますの  
じやないかと思つますので、そういう  
観点から、この大平外務大臣の考え  
方について外務省の考え方を聞かせ  
ただきたいと思つます。

○飯塚政府委員 大平外務大臣の記者  
会見でお話になつた問題については私  
はまだ詳細に伺つておりませうけれど  
も、そういうことは私も察知してあり  
ます。

それから、今の御質問の中の、移動  
大使のようなものというものは、専門  
の外務省出身の大使でなく、たとえ  
産業関係、工業関係等にも十分に知識  
を持った者の起用と申しますか、利用  
と申しますか、そういう者を派遣した  
らどうかという御趣旨でございませう  
か。その点、もう一べんお伺ひした  
いと思つます。

○有馬(樺)委員 今、飯塚さんがおつ  
しゃつたような立場からであります。  
○飯塚政府委員 決して外務省出身者  
だけの大使、公使を派遣するといふ気  
持が外務省の方針としての方針ではな  
いと思つます。戦後においても、御承知  
のように東大の教授でありました那須博  
士をインドの大使にもしてあります。  
し、新聞御出身のNHKの会長であつ  
た古垣大使をフランスにも派遣して  
あります。そういう面をもつと広く  
していくことは、今の御質問の御趣旨  
にも従ふことと思つますから、これ  
らの人事の問題は外務省としても大切  
な御注意に對しては大臣ともよく  
相談いたしまして、また内閣の方針と  
しても決定していただかなければなら  
ないことと思つますので、十分私か  
ら大臣にそのことを申し上げたいと  
思つます。

○日井委員長 これより討論に入るの  
であります。別に討論の申し出があ  
りませうので、直ちに採決に入ること  
といたします。

採決いたします。各案を原案の通り  
可決するに御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○日井委員長 御異議なしと認めま  
す。よつて、各案はいずれも原案の通  
り可決いたしました。

ただいま議決いたしました各法律案  
に関する委員会報告書の作成等につ  
きましては委員長に御一任願いたいと存  
じます。御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○日井委員長 御異議なしと認めま  
す。よつて、さよう決しました。

次会は来る五日午前十時より理事  
会、十時三十分より委員会を開会する  
こととし、本日はこれにて散会いたし  
ます。

午後一時二分散会

〔参照〕  
特定物資納付金処理特別会計法を廢  
止する法律案(内閣提出第二三三號)  
に関する報告書  
国家公務員等の旅費に関する法律の  
一部を改正する法律案(内閣提出第  
八〇號)に関する報告書  
所得に對する租税に関する二重課税  
の回避のための日本国とオーストリ  
ア共和国との間の条約の実施に伴う  
所得税法の特例等に関する法律案(内  
閣提出第三三三號)に関する報告書  
所得に對する租税に関する二重課税  
の回避及び脱税の防止のための日本  
国政府とグレート・ブリテン及び北

部アイルランド連合王国政府との間  
の条約の実施に伴う所得税法の特例  
等に関する法律案(内閣提出第三三  
三號)に関する報告書  
所得に對する租税に関する二重課税  
の回避及び脱税の防止のための日本  
国とニュー・ジブラントとの間の条  
約の実施に伴う所得税法の特例等  
に関する法律案(内閣提出第九七號)  
に関する報告書  
〔別冊附録に掲載〕

大蔵委員會議録第十号中正誤	正
ハシ段 行 誤	正
三下 終りへ「露光」を改	「露光」に改
六上 五以上同じ	以下同じ
マクネシヤ	マクネシヤ
クリンカー	クリンカー
ジョイン	ジョイン
同表第八四	同表第八四
同表第八四	同表第八四
同表第八四	同表第八四
同表第八四	同表第八四

昭和三十八年三月七日印刷

昭和三十八年三月八日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局